

あなたの使っていない空き家を



松江市 空き家バンク

に登録しませんか



空き家バンクとは



「松江市空き家バンク」は、空き家を有効活用するための情報提供を行うサイトです。空き家の所有者は物件情報を登録することができ、利用希望者は登録された空き家の情報をインターネット上でどこからでも閲覧することができます。

※ 物件の売買契約等に市、島根県建築住宅センターは関与いたしません。

松江市内に空き家を所有し、売買、活用等をご検討の方
ぜひ「空き家バンク」への登録をお願いします

“空き家バンク有効活用のポイント”

ポイント
1

空き家の情報を全国へ広く発信できます

「松江市空き家バンク」のホームページに物件情報を無料で掲載でき、地元の人はもちろん、移住希望者など全国にも幅広くアピールできます。



ポイント
2

専門家である不動産事業者の仲介で トラブルやミスマッチを防止します

バンク登録に必要な物件の調査や契約交渉など、専門分野の手続きを不動産事業者が行うことで、個人間による契約交渉などのトラブルを未然に防ぎます。



ポイント
3

空き家の維持管理コストを削減できます

建物は人が住まなくなると、あっという間に老朽化が進みます。老朽化する前に早めに売却や賃貸をご検討いただくことで、固定資産税や維持管理費など、経済的な負担が少なくなります。



使用予定のない空き家などが
ございましたら、まずは
お気軽にご相談ください



松江市まちづくり部 住宅政策課(空家対策係)
TEL.0852-55-5346

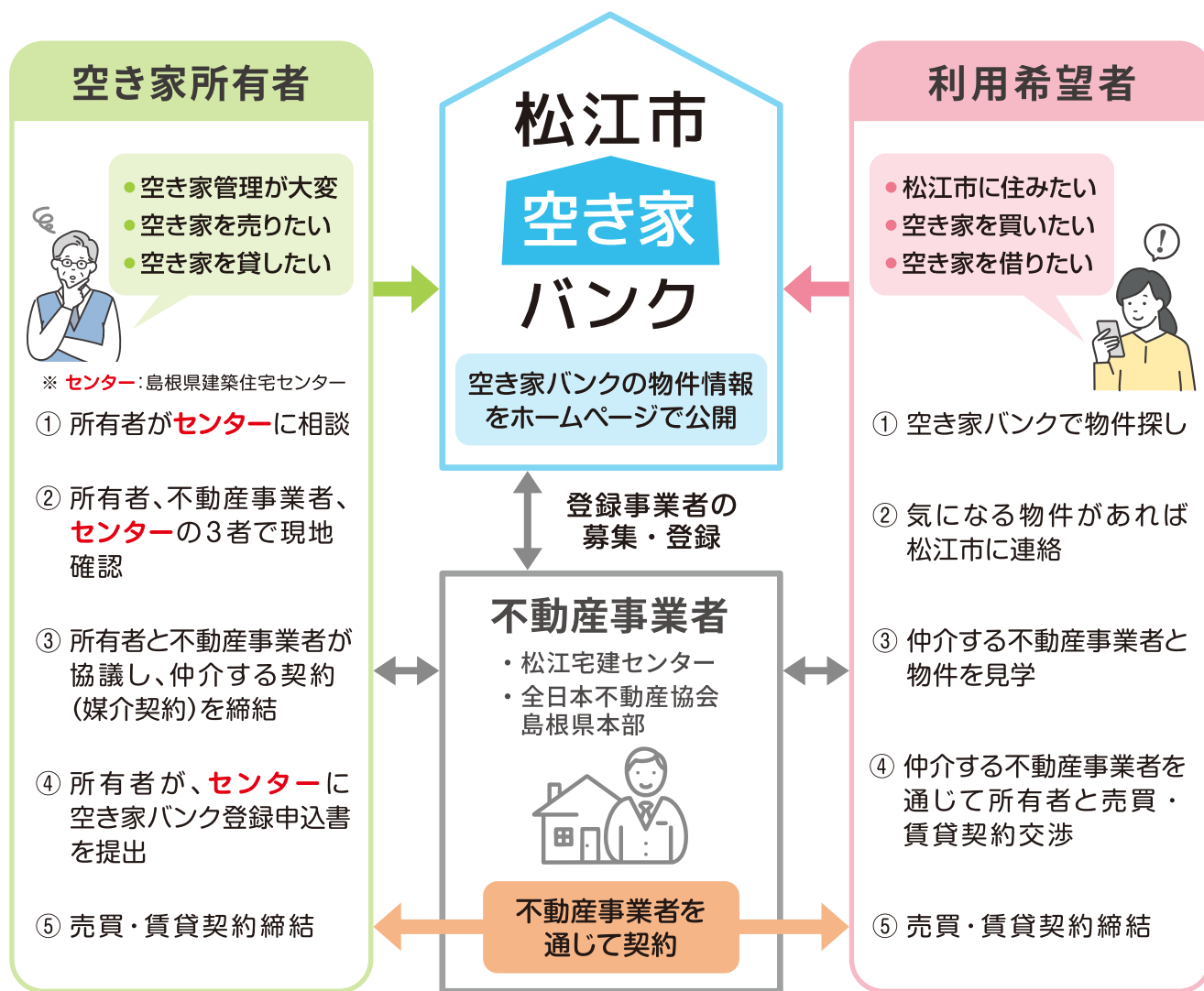


松江市空き家対策包括業務受託者
一般財団法人
島根県建築住宅センター
Shimane Building & Housing Center
松江市東本町2丁目60番地 すまちプラザ2F
TEL.0852-33-7502

空き家バンクサイトは
こちらから



松江市空き家バンクのしくみ



よくある Q & A

Q 空き家バンクへ登録できる物件は、どのような住宅ですか？

A 現在、居住していない一戸建ての住宅、長屋住宅、共同住宅及びその敷地です。
(今後、空き家になる予定のものを含みます。)

Q 古い住宅なので、修繕しないと登録できませんか？

A まずはご相談ください。
(建物外部の状況、建物に付属する電気設備、給排水設備などの状況によります。現地でも確認させていただきます。)

Q 空き家バンクへの物件情報の登録には登録料はかかりますか？

A 空き家バンクへの登録には登録料はかかりません。
売買または賃貸契約の成立段階で、法律に定められた媒介手数料を、媒介を行った不動産業者に支払う必要があります。